

様式第2号（第6条第5項関係）

傍聴に関する注意事項

次の事項に該当する人は、会議を傍聴できません。

- （1）危険物を持っている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器等を持っている者
- （5）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。

- （1）会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2）会議場において発言しないこと。
- （3）みだりに席を離れないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）事前に審議会等の長の許可を得ている場合を除き、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- （6）会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

その他の注意事項

- （1）傍聴者は、会議の途中、会議の長により非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。
- （2）傍聴者が会議の長の命令に従わず、会議の公正かつ円滑な進行の妨げとなると判断される場合は退場していただきます。

事務局 教育委員会社会教育課